

報道関係者 各位

令和8年4月 20 日(月)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室
室長 木下 勝規
専門監督官 津田 恵子
(電話) 048-600-6205

埼玉県革靴製造業最低工賃が改正されます

埼玉県革靴製造業最低工賃について、埼玉労働局長(片淵 仁文)は、埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会(部会長 鈴木 奈緒美 専修大学経済学部教授)の調査審議を経て埼玉地方労働審議会(会長 蔭山 健介 埼玉大学工学部教授)からの令和8年3月12日付け答申の通り改正決定し、本日、官報に公示しました。改正後の最低工賃の効力発生日は、令和8年5月20日(水)になります。なお、改正後の最低工賃の金額は、以下のとおりです。

1 適用する家内労働者

埼玉県の区域内で革靴製造業に係る製甲、底付け又は裁断の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき、金額欄に掲げる金額

業務	品目		規格		工程	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	928 円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	783 円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	1,465 円

		サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ及び美錠付け	704 円
底付け (セメント 方式 による ものに 限る。)	紳士靴		牛革の銀付 き又はガラ ス張り	裏付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ及び本底張付け	788 円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	874 円
				裏付き、ヒール付き及びブストム付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	1,010 円
		ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	1,266 円
		サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	704 円
裁断	紳士靴		牛革の銀付 き又はガラ ス張り	外羽根、無飾り及びびも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革（外側）及び腰革（内側）の裁断	160 円
	婦人靴	パンプス		無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	137 円
				ショートブーツ	ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断
		サンダル	牛革の地生	無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断	149 円

4 効力発生の日 令和8年5月20日

最低工賃について

我が国において、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人でまたは同居の家族と物品の製造や加工を行う「家内労働」は、減少傾向にあるものの、いまなお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

家内労働法は、このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めています。

このうち、最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、その家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

現在、埼玉県では、以下の5件の最低工賃が決定されています。

- 1 埼玉県紙加工品製造業最低工賃
- 2 埼玉県足袋製造業最低工賃
- 3 埼玉県縫製業最低工賃
- 4 埼玉県電気機械器具製造業最低工賃
- 5 埼玉県革靴製造業最低工賃（今回改正される最低工賃）

最低工賃の改正手続の流れ

